

消化ガス有効利用に係る
情報・提案の募集について

平成 2 5 年 5 月 3 0 日

沖縄県土木建築部下水道課

1 目的

沖縄県が管理する4浄化センターでは、いずれも嫌気性消化プロセスを有しており、下水処理の過程で発生する消化ガスを発電、消化タンクの加温及び燃焼脱臭の燃料として用い有効活用してきました。

しかしながら消化ガスの有効利用率は那覇浄化センターで86.5%に達しているほかは、宜野湾浄化センターでは48.2%、具志川浄化センターでは16.6%にとどまっております。(平成23年度実績)

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「持続可能な循環型社会の構築」がうたわれております。消化ガスは生物由来でありカーボンニュートラルの特性をもつため、有効利用することで温室効果ガスの削減、循環型社会の構築に寄与することができます。

そこで消化ガスの有効利用の検討にあたり、民間事業者からの提案を募集いたします。積極的な情報提供のほどよろしくお願いいたします。

2 情報提供依頼事項

- (1) 提案の概要及び設備フロー
- (2) 概算費用
- (3) 消化ガスを購入する場合、消化ガス購入可能単価

3 検討対象箇所

宜野湾浄化センターおよび具志川浄化センター（参考：資料1）

4 提出方法

- (1) 電子メールの場合

下記のメールアドレスまで資料を添付し、送信して下さい。
その際の件名は、「消化ガス有効利用に関する情報・提案の募集について」として下さい。

E-mail : aa069001@pref.okinawa.lg.jp

- (2) 郵送の場合

下記の宛先まで資料をお送り下さい。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部下水道課（流域班）あて

5 募集期間

- (1) 資料募集期間
平成25年4月22日（月）から平成25年7月 8日（月）まで
- (2) 質問受付期間
平成25年4月22日（月）から平成25年6月17日（月）まで
質問は期間中にメールにて担当窓口へお送りください。
寄せられた質問に対する回答については、下水道課ホームページ
（<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesui/index.html>）にて公開させていただきます。

6 応募にあたっての留意点

- (1) 法人または法人のグループ単位での応募に限ります。
- (2) 資料の作成・提出等に係る費用は、応募者の負担でお願いします。
- (3) その他関係法令における要件を満たすようにしてください。
- (4) ご提供いただいた情報については、消化ガスの有効利用の目的のために当県組織内で利用させていただきます。県組織外へ開示することはいたしません。
- (5) 検討対象箇所において提案を使用する権利については、本県に帰属するものとします。
- (6) 本件に関して情報提供のあった事業者に対して、将来の調達を保障するものではありません。
- (7) ご提供いただいた情報・資料につきましては返却いたしません。
- (8) ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

7 対応窓口

- (1) 担 当：沖縄県土木建築部下水道課流域班 担当 新垣
- (2) 所 在 地：沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁11階）
- (3) 電話番号：098-866-2248
- (4) E-mail：aa069001@pref.okinawa.lg.jp

8 参考資料

資料2に各浄化センターの一般平面図を示しております。
資料3に各浄化センターの消化ガス利用状況を示しております。
資料4に各浄化センターの消化ガス脱硫後成分を示しております。